

平成28年度 第1回豊川市障害者差別解消支援地域協議会議事録

日時：平成29年3月29日（水）午後3時15分から午後4時まで

会場：豊川市役所 本23会議室

出席者：19機関

豊川市身体障害者福祉協会
豊川市知的障害者育成会
豊川市ろうあ者福祉協会
豊川市肢体不自由児（者）父母の会
豊川精神障害者家族会むつみ会
豊川市民生委員児童委員協議会
豊川市医師会
地域アドバイザー（東三河南部圏域）
愛知県立豊川特別支援学校
愛知県豊川保健所
豊川公共職業安定所
愛知障害者職業センター豊橋支所
豊橋障害者就業・生活支援センター
豊川商工会議所
社会福祉法人豊川市社会福祉協議会
愛知県弁護士会
愛知大学
豊川市子ども健康部
豊川市福祉部

欠席者：3機関

豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会
豊川呼吸器友の会
豊川市教育委員会

事務局

豊川市福祉部福祉課長
豊川市福祉部福祉課長補佐
豊川市福祉部福祉課障害者支援係長
豊川市福祉部福祉課障害福祉係長
豊川市福祉部福祉課障害福祉係

1 開会のあいさつ

<福祉課長>

みなさん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は、視覚障害者福祉部会の委員と豊川呼吸器友の会の委員、豊川市教育委員会の委員は欠席でございます。また、本日の会議は、設置要綱第6条第2項により、委員の過半数以上の出席がありますので、成立いたします。

なお、豊川市医師会の委員と愛知大学の委員につきまして、所要により途中退席されると伺っておりますので、よろしく申し上げます。また、先ほどの自立支援協会に出席の相談支援事業所のみなさんが傍聴されています。ご承知おきください。

2 委員紹介

<福祉課長>

それでは、初めての方もお見えになりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。時間も限られておりますので、所属とお名前程度で、簡単をお願いしたいと思います。

<委員自己紹介>

3 会長、副会長の選任

<福祉課長>

ありがとうございました。それでは、早速になりますが、議題3「会長、副会長の選任」についてご審議をお願いしたいと思います。豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会長は、委員の互選により定めるとあります。どなたかご意見いただけますでしょうか。

<委員>

第1回ということもあって、事務局としての案を出していただけるとありがたいです。

<福祉課長>

事務局としましては、豊川市障害者地域自立支援協議会の会長の経験があります豊川市知的障害者育成会の委員が適任と考えておりますが、いかがでしょうか。

<委員>

異議なし。

<福祉課長>

ありがとうございます。それでは、会長席の方へ移動をお願いします。

<会長>

恐れ入ります。

ただいま、ご指名いただきました、豊川市知的障害者育成会の委員です。地域自立支援協議会の会長の経験があるとご紹介いただきましたが、本当にみなさまのご協力をいただいて、やっと任務を終えたような状態でした。この会も、みなさまのご協力をいただいて、活発な会にしたいと思います。どうぞ、ご協力よろしくをお願いします。

<福祉課長>

ありがとうございました。

また、豊川市障害者差別解消支援協議会設置要綱第5条第4項により、議長は会長が務めるといことになっておりますので、以後の進行につきまして、会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

<会長>

よろしくをお願いいたします。

それでは設置要綱第5条第3項の規定より、副会長は会長が指名するとありますが、豊川市福祉部の委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

よろしくをお願いいたします。

4 障害者差別解消法に関する法整備等の経緯について

<会長>

それでは、早速議題に入らせていただきます。

議題4の障害者差別解消法に関する法整備等の経緯についてから議題7の豊川市障害者差別解消支援地域協議会について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

なお、質問につきましては、本来議題ごとにお受けすべきですが、本日の各議題は報告的な内容となっておりますので、すべて説明の後で、まとめてお願いする形でよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

<事務局>

それでは、事務局より議題4障害者差別解消法に関する法整備等の経緯について、説明させていただきます。お手元の資料1-①をご用意ください。こちらに、経緯を簡単にまとめ

させていただきましたので、ご説明させていただきます。

平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、平成27年2月には、行政機関間や分野間における取組のバラつきを防ぐため、施策の基本的な方向等を示す基本方針が閣議決定されました。

同年11月には、内閣府において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止にあたり職員が適切な対応をするための職員対応要領、それから事業者における障害を理由とする差別の禁止にあたり事業者が適切な対応をするための対応指針が策定されました。なお、国の関係する府省庁毎の職員対応要領及び対応指針についても、以降、順次策定されております。

また、同年12月には、愛知県において、県民一体となって障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的とした愛知県障害者差別解消推進条例が公布されるとともに、地域の実情に応じた取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会が設置されております。平成28年1月には愛知県職員対応要領がまた別途策定されております。平成28年4月には、障害者差別解消法、愛知県障害者差別解消推進条例が施行となりまして、本市においても、豊川市職員対応要領を策定するとともに、差別に関する相談受付体制をスタートさせております。そして、同年10月に、相談等に係る協議や差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う地域協議会としまして、豊川市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、12月付けで本日お集まりの皆様方を地域協議会委員として委嘱させていただいております。

以上、法律の整備からの流れを説明させていただきましたが、1-①の資料の中にあります、資料番号が振られているものは、若干、補足資料が後ろの方についておりますので、そちらの方を簡単に説明させていただきます。

資料1-②をご覧ください。

障害者差別解消法の概要です。障害者基本法第4条に定める差別の禁止を具体化するにあたり、Ⅰ. 差別を解消するための措置。それからⅡ. 差別を解消するための支援措置。この2つが示されております。差別を解消するための措置では、法の対象となる差別としまして、差別的取扱いの禁止。それから、合理的配慮の不提供の禁止。こちらが規定されています。また、差別の禁止に対する具体的な対応として、国、地方公共団体等、それから事業者の遵守すべき基本方針、対応要領、対応指針の策定が位置付けられています。また、差別を解消するための支援措置としては、紛争解決や相談、地域における連携、啓発活動及び情報収集等が示されております。

続きまして、資料1-③をご覧ください。

こちらは、基本方針の概要です。第1 差別解消推進施策の基本的な方向。第2 差別解消の措置に関する共通的な事項。第3 行政機関が講ずべき差別解消の措置に関する基本的な事項。第4 事業者が講ずべき差別解消の措置に関する基本的な事項。第5 差別解消推進施策に関する重要事項の5つの項目から構成されております。その中で、6 ページ中段にあります、

第5項目の4をご覧ください。こちらの中で、障害者差別解消支援地域協議会の扱いとしまして、趣旨として「障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる」としており、期待される役割としては、「適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等」とされております。

続きまして、資料1-④をご覧ください。

こちらは、愛知県障害者差別解消推進条例の概要です。4つの基本理念の下に、愛知県、県民、事業者の責務を定め、県の主な取組として、市町村が実施する相談業務の支援や障害者等からの求めによる知事からの事業者への助言、あっせん、指導等を記載した内容となっております。

続きまして、資料1-⑤をご覧ください。

愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会要綱です。差別解消に関する協議内容として、第2条第1項第2号に「障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する関係機関等による推進体制整備に関すること。」第3号「障害者差別に関する事案の情報共有及び構成機関等への提言に関すること。」第4号「障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案に関すること。」第5号「障害者差別に関し市町村から情報提供のあった事案又は協力を求められた事案への対応に係る協議に関すること。」などが規定されております。

続きまして、資料1-⑥をご覧ください。

豊川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領となっております。こちらは、障害者差別解消法第10条に規定された地方公共団体等職員対応要領に相当するものです。本市職員が差別の禁止にあたり職員が適切な対応をするために必要な事項としまして、第5条、1枚めくっていただき、第5条監督者の責務、それから2つあけまして、第7条相談体制の整備、それから、第8条研修及び啓発などを定めております。また別途として、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例。それから合理的配慮に当たり得る具体例、それから障害特性に応じた主な対応などについても、別途記載をさせてしております。

続きまして、資料1-⑦をご覧ください。

豊川市の窓口啓発チラシとなっております。このチラシは市民向けのリーフレットといたしまして、障害者差別解消法を簡単に紹介するとともに、実際に差別が起きた場合の相談窓口を案内する内容となっております。福祉課窓口及び市のホームページでの掲示をしております。以上でございます。

5 豊川市障害者差別解消支援地域協議会について

<事務局>

それでは、議題5 豊川市障害者差別解消支援地域協議会について、説明させていただきます。お手元の資料2-①をご覧ください。こちらは、国において作成された障害者差別解消

支援地域協議会の設置・運営指針の概要となります。

1. 地域協議会を組織する趣旨として、地域協議会の事務は、障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行うとされ、個別事案ごとに、差別か否かの判断を行うことまでは想定しないとされています。また、対象となる障害者差別に係る事案は、一般私人（個人）による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととされ、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とすることとされています。

2. 地域協議会の基本的な仕組みとして、地域協議会の組織は、市町村など地方公共団体が主導して組織することとされています。また、運営方法は、代表者会議、実務者会議を設けるなどが考えられています。想定される地域協議会の構成機関等は、国の機関、地方公共団体、当事者、教育、福祉等、医療・保健・事業者、法曹等、学識経験者があり、特に当事者の参加について特に留意されることとされています。

次に、資料2-②をご覧ください。こういった国の指針等を参考に、豊川市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱を策定しました。第2条に所掌事項として、(1) 関係機関を理由とする差別の解消に関する推進体制の整備に関すること。(2) 関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組の情報共有に関すること。(3) 関係機関が行う障害を理由とする差別の解消の推進のための取組に対する協議及び提案に関することなどが、挙げられております。第4条につきましては、委員の任期は2年とすると定めています。めくっていただいて、第8条には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とするものとされております。第9条につきましては、協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理すると定めております。また、別表につきましては、国の指針の構成機関と同じような形で、委員構成とさせていただきます。

次に、資料2-③をご覧ください。

障害者差別解消に関する相談窓口と支援体制となります。

相談支援体制としては、主に3種類あり、下の方を見ていただいて、【相談の集約】として、案件の当該事業者を管轄する機関の指導により、差別の解消が図られる可能性が高いと判断された場合、福祉課が集約します。

なお、いったん、資料2-④をご覧ください。当該事業を管轄する機関主務大臣は、個々の場面における民間の事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとして作成しており、こちらにつきましては、その事業分野別相談窓口の一覧となっております。なお、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取り組みを行うとされ、行政が行う措置に当たっては、事業者に対し、報告徴収、助言、指導により改善を促すこととされております。

もどっていただきまして、資料2-③をお願いします。

【実務者会議】として、差別の解消にあたり、障害者団体や関係事業所等の意見を必要と

する場合、該当機関の対応のみでは解消が図られない場合などにつきましては、豊川市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会で意見聴取を行います。

次に、【代表者会議】として、差別の解消にあたり、障害者団体や関係事業所の意見に加え、専門家の意見を必要とする場合、対象となる該当機関が多岐にわたる場合などにつきましては、豊川市障害者差別解消支援地域協議会、この場において協議を行います。

簡単ではございますが、差別解消支援地域協議会の説明につきまして、以上でございます。

6 障害者差別に関する相談状況について

<事務局>

それでは、引き続き、議題6 障害者差別に関する相談状況について、説明させていただきます。資料につきましては、お手元の資料3-①をご覧ください。

こちらにつきましては、愛知県の窓口への平成27年12月から平成29年1月までの相談状況となっております。相談件数は、34件となっております。相談者区分は、本人24件、家族8件、関係者3件、市町村相談窓口1件となっております。相談の分野は、福祉サービスの提供や商品サービスの提供まで、さまざまな相談が寄せられております。対応の区分としては、相手方との調整が14件ということで、最も多くなっております。

次に、(4) 障害種別と相談区分というところで、不当な差別的取扱い23件、合理的配慮10件となっております。また、障害種別の中では、精神障害の部分で9件ということで、一番多くなっております。

次に、資料3-②をお願いします。こちらにつきましては、東三河南部圏域の平成28年4月から平成29年1月までの障害者差別に関する相談状況となっております。田原市において、労働及び雇用分野について、合理的配慮の不提供として1件、豊橋市において、教育分野について、合理的配慮の不提供として2件となっております。なお、東三河南部圏域の中で、相談事例を共有していこうという話が出ていることを、ここで報告させていただきます。

次に資料3-③をご覧ください。今年度4月からの本市における障害者差別解消法相談事例についてですが、2件ありました。その1件目となります。1件目については、障害のある子どもの保護者から福祉課に対し、保護者の付き添い等による学校行事への参加を事前に提案していたが、障害を理由に途中退席させられたという相談内容でした。福祉課から教育委員会庶務課に相談内容を伝え、教育委員会で対応を協議し、所管課となる学校教育課が保護者と面談しました。保護者としては、今後同じようなことが起きないようにしてほしいことや、対応を教育委員会に任せるが、結果を教えてほしいとの事でした。学校教育課が、学校に相談内容を説明し、事実確認を行い、学校に保護者と学校教育課との相談内容を伝えたこと。今後、保護者の思いを生かしながら指導を進めることを保護者に電話で連絡し、了解を得て解決済みということになっております。

続きまして、2件目については、1枚めくっていただき、視覚に障害のある方から福祉課

に対し、市民病院への通院の際、説明や質問を同行ヘルパーにすることについて、差別解消法における不当な差別的取り扱いにあてはまるのではないかという相談内容でした。福祉課から市民病院事務局庶務課に内容を伝え、市民病院事務局庶務課長より相談者に連絡し、謝罪するとともに、院内啓発の実施を約束し、院内職員へ啓發文書により周知を行いました。また、相談者の再診時に担当医から直接謝罪を行いました。今後の差別解消法の推進を図るため、保健センターより、医師会宛に啓發文書を送付し、市民病院を含む市内医療機関への周知を行いました。また、保健センターからの啓發文書に対し、市民病院事務局庶務課長名で院内職員へ周知を行い、こちらについても、解決済みとなっております。説明については、以上でございます。

7 障害者差別解消法の周知啓発について

<事務局>

それでは、続きまして、議題7障害者差別解消法の周知啓発について、説明させていただきます。お手元の資料4-①をご用意ください。

こちらの資料につきましては、平成29年度の啓発スケジュールとなります。既に決定している主な継続事業等をまとめたものになっております。

事業1は、生涯学習まちづくり出前講座です。教育委員会生涯学習課の管理する出前講座メニューの一つとしまして、市民団体・グループ向けの啓発講座を昨年5月より実施しておりますので、引き続き実施します。

事業2としまして、障害者福祉啓発講座です。民間事業者向けの出前講座であり、本年2月からの新規事業ですが、新年度も引き続き実施していきます。なお、実施後2ヶ月間で2件の実績がございました。

事業3は、市職員研修です。階層別の啓発研修としまして、新規採用職員研修。3～4年目の職員を対象とする一般職員前期研修。それから、新任の課長補佐級職員を対象とする新任管理職職員特別研修を引き続き実施してまいります。

続きまして、資料4-②をご覧ください。

障害者差別解消法に関する周知啓発活動の説明をさせていただきます。まず、これまでの取り組みということで、市民、事業者向け啓発活動につきましては、平成26年度に国等資料へのリンクを中心とした市ホームページの立ち上げを行いました。平成27年度には、国の当初スケジュール上の啓発年度にあたる年ということで、5月に啓発リーフレットの町内回覧、6月に商工会議所を通じた事業者への啓発リーフレットの配布、7月に毎日新聞社論説委員野澤和弘氏による啓発講演会の実施、12月に市広報への啓発記事の掲載を行いました。

直近の平成28年度につきましては、法施行年度ということで、5月に市民向け出前講座の開始。12月に広報の特集記事を掲載。翌2月から民間事業者向け出前講座を開始しております。

また、市職員向けの周知啓発活動につきましては、平成27年度に7月の啓発講演会、先ほどの市民、事業者向け啓発講演会とおおよそ同じになりますけど、こちらの方への参加、11月に一般職員前期研修、それから、同じく11月に全管理職職員を対象とする管理職職員特別研修を実施しました。平成28年度には、4月に新規採用職員研修、11月に新任管理職職員特別研修及び一般職員前期研修を実施しております。

続きまして裏面をご覧ください。2. 今後の取り組み課題及び新規周知啓発活動案について、説明させていただきます。(1) 取り組み課題としまして、まず、課題①として、市民向けの周知啓発活動の充実ということで、現在実施している市民向けの出前講座は、団体やグループ向けであり、個人参加が対象外となっておりますので、個人向けの啓発機会を設けていくことが課題となっております。

それから、課題②相談事例につきまして、先ほど、議題6で県内、東三河南部圏域、本市の相談状況の報告がありましたが、これを全国にまた広げてみますと、昨年10月1日に放送されましたNHKの全国の自治体へのアンケートの集計結果がありましたが、そちらでは、全国で寄せられた実際の相談件数が1000件超。このうち自治体が指導や助言をしたケースが74件ということでニュースとして流れておりました。特に対象となる指標があるわけではありませんが、全国の市町村数が約1700超であることを考慮しますと、非常に少ないという印象がございます。その理由としましては、相談先や相談方法を障害者の方がご存知のないこと。それから、相談結果、相談したことへの不安等があることなどが想定されるのではないかということで、その解消を図ることが課題であると言えます。

課題③としまして、市民や事業者に対する周知において、具体的な差別の事例。それから対応の好事例など情報提供がまだまだ不足している点が挙げられます。出前講座等を通じた周知は行っておりますけれども、多数の市民や事業者様におかれては、法の理解がまだまだ不十分な状況であるということなので、そういった方々へのアプローチといったことが課題となっているかと思えます。

こうした課題を踏まえまして、(2) 新規周知啓発活動案としまして、3点提案を考えております。

1つ目は、市民個人向け啓発講座の企画として、地区別に自由参加の形式で実施を考えていると思っています。個人が気楽に参加しやすい機会を創出することを目的とします。

2つ目としまして、障害者差別に関する事例の募集です。結果的に福祉課等への相談には至っていないものの、差別に該当する事案について、市民からの意見募集の実施を検討します。事案の掘り起こしに繋げるとともに、内容によっては相談案件として扱うことも想定しております。なお、横浜市や松戸市、大阪府、東京都など、他団体では既に実施されている取り組みです。

3つ目としまして、差別事例の市ホームページへの掲載です。情報提供の強化を図ることを目的としまして、先ほどの活動案で募集した意見のうち、公表の同意を得られたもの、それから、市役所内で相談のあった事例等を中心とした事例紹介の専用のページを新たに設け

ることを検討したいと考えております。

今、説明をさせていただきました3つの活動案につきましては、必要な準備が整い次第、順次実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

<会長>

ありがとうございました。

議題4から議題7までの件について、何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

<委員>

最後の資料で、事例を募集するということがあったのですが、こういうことで不快な思いをしたというような事例の募集が先行事例として、他の地域でやられているということではなかったですか。

<事務局>

今、おっしゃられたように、こういったことが障害者差別にあたるのではないかという事例を募集していきます。中には、この法律上の差別に該当していないものも含まれていますが、こういった中に、紛れて、非常な重要な問題等が挙げられている集計結果が寄せられています。愛知県でも、各市町村から事例を挙げてもらって、それを事務担当者会議等で報告する等挙がっていると思うのですが、虐待防止に関連して同じようなことをやっているかと思えます。

<委員>

うまくいかなかった事例、うまくいった事例等も含まれてくるのですが、基本は、虐待を受けた、あるいは、差別を受けたというところに端を発するような事例が中心になるので、それを共有していくことはとても大事と思うのですが、逆に、例えば合理的な配慮をしてももらったことによって、非常に気持ちよく窓口対応をしていただいたというプラスの事例を集めるというのは、可能性はあるのでしょうか。つまり、この合理的配慮というのは、主観的なところがあって、同じことを体験しても、配慮に欠けると思う人と、配慮をしてくれたと思う人は、たぶん出ると思えます。そうすると、両方の視点からの事例があると、さらにイメージしやすいと思えます。それをどのようにまとめて広報していくかは、また精査が必要と思えますが、困難事例だけではなく、プラスの事例の募集もあっても、いい資料が得られると思えます。いかがでしょうかではなく、ご検討していただければという提案で留めたいと思えます。

<会長>

ありがとうございます。

はい、お願いします。

<事務局>

今、委員がおっしゃられた内容なのですが、先ほどデータで説明させていただいた取り組み方のところで、利用者がどのように取り組んでよいのかという事例で、もちろん悪い事例も入ってくると思うのですが、どちらかというと好事例を中心とした組み立てを考えております。やはり、おっしゃられたように、そういう関心は重要と考えおりますので、ぜひ、募集もしていきたいと思っています。

<委員>

実際に県に挙がってきた事例を見ていても、そんなつもりはなかったけれども差別に当たっていたというような、窓口対応であったり、販売時の接客の中でのトラブルが、比較的割合として多く挙がってきたと思います。そうすると、この法律が施行されていることを知っている関係者ではなくて、一般の方たちにどのように伝わっていくのかということがポイントになると思います。そうすると、知らないという方たちにどう届けていくのか、広報やHPにアクセスしてもらえる方、広報が届く方は目に付くかもしれないけど、そうでない方に対しては、例えばSNSであったりとか、ツイッターであったりとかも一つの方法でしょう。それでもなお、そこにアクセスできなかった方たちに、どう届けていくのかということも、これはこの案件に限らず、豊川全体の広報としてどう考えるのかということに絡むと思うのです。この関係するところと是非ご協議いただいて、この情報が届かない方たちが必ずいるのだということと、そこにどう届けていけばよいのかをまたご検討していただければよいと思います。市の職員の方たちも、合理的配慮というよりも、例えば、精神障害の方だと、それを表にされずに窓口へ訪問される方もたくさんいらっしゃるって、必ずしも福祉課ではない可能性もあるので、そうすると、ぱっと見では分からなくて対応を誤ってしまうこともあると思います。障害を持つ方への特別な配慮をするのではなく、豊川の市民に対して、その相談者や訪問された方たちが気持ちよく、そして相談案件に納得して帰ってもらえるような、その方が望んでいるものが何かということに、しっかりアプローチができるスキルが必要である、というところにきちんと繋げていく方が、問題の本質としては大事な部分だと思います。これをきっかけに、市の行政サービスが向上することへ繋げるというイメージをもっていただくと、より良いと思います。また、研修等でも周知していただければと思います。

<会長>

他にご質問等はございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

<委員>

相談件数のところで、先ほど、豊川でも東三河圏域でも、差別解消に係る相談が少ないということについて、実は、東三河南部圏域の基幹センターでも議論をしました。その理由についてなんだろうかというところで、基幹センターのセンター長さんで話をしたところ、もちろん委員がおっしゃったような、市民向け、事業所向けの広報がまだまだ不足しているのもあるのですが、もうひとつの理由として、実際虐待の件数の方が差別より多いのです。本来からいえば、差別の件数が多いのがスタンダードでないかと。だけど、差別解消の相談が少ないのはどういうことかと考えると、この法律の作りが、虐待防止法については、虐待を発見した人が通報する義務があるということで、件数が増えているのですが。この差別解消法は、差別を受けた当事者が申し出て、はじめて相談となるのです。ですので、第3者が届け出ても、なかなか相談には挙がらないというところを考えると、やはり一番それに敏感になっていただきたいのは、相談支援専門員さんかと思います。やはり普段の相談の中で、きっと差別に該当するような相談が見逃されているのではないだろうか。それを、もう一度敏感になっていただいて、相談支援の現場から、その事例を集めていただいて、この場でこのようなことが豊川で起こっていますというところで議論をしていただいても良いかと思えますので、ひとつ検討いただいても良いかと思えます。以上です。

<会長>

ありがとうございました。

他には、よろしいでしょうか。

時間も迫ってまいりましたので、いったんここで締めさせていただきたいと思えます。事務局の方から連絡等ありましたら、お願いいたします。

<事務局>

ありがとうございました。それでは、事務局から連絡させていただきます。次回の会議につきましては、まだ未定ですので、開催の前にまたご連絡をさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますので、よろしく願いいたします。ご協議いただきまして、誠にありがとうございました。本日の会議についてはこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。